

ハローワーク大和発

平成28年12月内容

仙台公共職業安定所大和出張所
黒川郡大和町吉岡南2-3-15
tel 022-345-2350
FAX 022-345-0596

【平成29年2月1日発行】

【窓口の動き】

求人

新規求人は、502人で前年同月比1.8%増となった。

有効求人数は、2,479人で前年同月比10.7%増となった。

新規求人倍率は、2.04倍で前月より2.17ポイント下回り、前年同月比では0.51ポイント上回った。

有効求人倍率は、2.05倍で前月より0.14ポイント上回り、前年同月比でも0.44ポイント上回った。

一般の新規求人は、362人で前年同月比16.4%増となった。サービス業、建設業、製造業で増加し、宿泊・飲食サービス業、運輸業、卸・小売業、医療・福祉で減少した。

パートの新規求人は、140人で前年同月比23.1%減となった。運輸業、卸・小売業、サービス業で増加したが、製造業、宿泊・飲食サービス業、建設業、医療・福祉で減少した。

求職

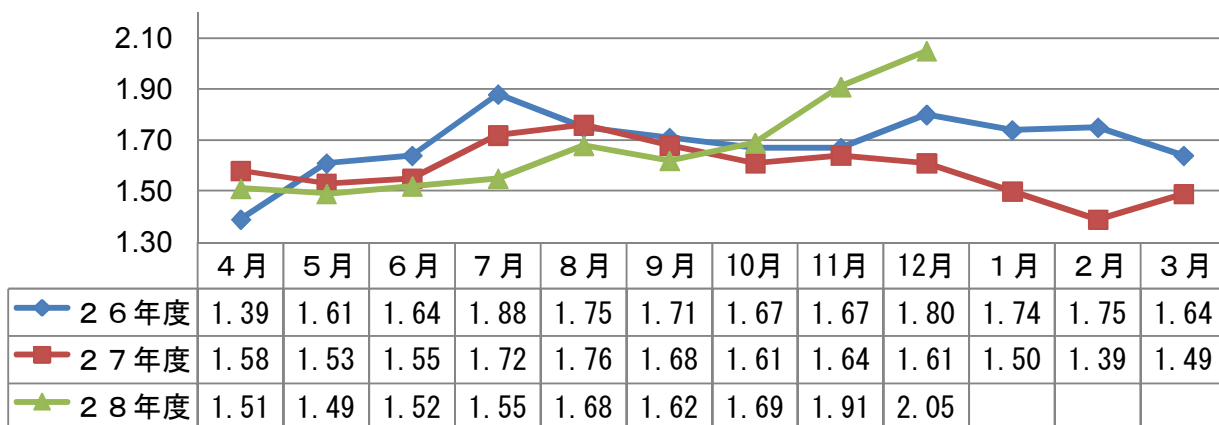
新規求職者数は、246人で前年同月比23.6%減となった。

有効求職者数は、1,210人で前年同月比13.0%減となり、10か月連続で減少した。

雇用保険一般求職者給付の受給資格決定件数は、56人で前年同月比23.3%減となった。

新規常用求職者（パートを除く）を態様別にみると、前年同月比で在職者（42.3%減）、離職者（26.3%減）及び無業者（55.6%減）とも減少した。

有効求人倍率の推移



【一般職業紹介の状況】

求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
		一 般	パート		
新規求職者数	246	166	80	▲8.2	▲23.6
有効求職者数	1, 210	792	418	▲8. 3	▲13.0

求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
		一 般	パート		
新規求人数	502	362	140	▲55. 5	1. 8
有効求人数	2, 479	1, 551	928	▲1. 5	10. 7

求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
		一 般	パート		
新規求人倍率	2. 04	2. 18	1. 75	▲2. 17	0. 51
有効求人倍率	2. 05	1. 96	2. 22	0. 14	0. 44

紹 介 ・ 就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
		一 般	パート		
紹介件数	245	192	53	▲20. 5	▲31. 8
就職件数	94	61	33	0. 0	▲9. 6

(▲は減少)

求人倍率:求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率=新規求人数/新規求職者数 有効求人倍率=有効求人数/有効求職者数)

【雇用保険の状況】

雇用保険適用

区 分	男	女	計	対前月比		うち事務組合委託
				対前月比	対前年比	
適用事業所数			997	0. 5	6. 2	315
資格取得者数	130	126	256	▲12. 9	6. 2	31
資格喪失者数	125	101	226	0. 0	13. 0	21
被保険者数	14, 121	7, 742	21, 863	0. 5	4. 1	2, 080

雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比	対前年比	対前年比
一般求職者給付	56	▲23. 3	292	▲6. 7	33, 355	8. 7
高齢求職者給付	6	100. 0	13	333. 3	2, 625	256. 2
短期特例一時金			6	—	965	—
再就職手当			25	▲30. 6	6, 205	▲34. 2
就業手当			1	0. 0	100	488. 2

賃金情報(中途採用時・職業別)

項目 職業別	一 般					パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	256,703	185,087	200,375	224,639	163,015	909	857	831	862	821
管理的職業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
専門的・技術的職業	278,736	203,990	210,769	255,454	178,000	1,263	1,058	906	－	906
事務的職業	276,996	180,465	174,062	222,857	160,400	899	833	851	－	851
販売の職業	267,942	187,583	244,736	275,000	160,000	770	750	800	－	800
サービスの職業	227,048	162,908	181,250	204,545	130,000	851	822	793	800	793
保安の職業	－	－	200,000	200,000	－	－	－	816	816	－
農林漁業の職業	－	－	120,000	120,000	－	－	－	－	－	－
生産工程の職業	226,241	174,833	210,526	239,230	148,333	925	900	783	750	800
輸送・機械運転の職業	318,857	206,071	221,176	223,750	180,000	－	－	933	933	－
建設・採掘の職業	273,554	217,690	180,000	180,000	－	－	－	1,300	1,300	－
運搬・清掃の職業	183,726	165,146	186,666	185,714	190,000	848	834	779	831	740
分類不能の職業	－	－	190,000	225,000	155,000	－	－	820	833	800

* この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

* 金額は、いずれも平均額で、「－」は対象データがないことを表示しています。

職業別 求人・求職の状況

項目 職業別	一 般			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,347	791	1.70	812	418	1.94
管理的職業	1	6	0.17	0	0	0.00
専門・技術的職業	152	83	1.83	47	38	1.24
事務的職業	193	207	0.93	46	115	0.40
販売の職業	273	82	3.33	134	38	3.53
サービスの職業	257	74	3.47	360	69	5.22
保安の職業	0	3	0.00	2	6	0.33
生産工程の職業	221	106	2.08	52	20	2.60
輸送・機械運転の職業	98	75	1.31	12	8	1.50
建設・採掘の職業	94	24	3.92	3	2	1.50
運搬・清掃等の職業	54	94	0.57	155	92	1.68
その他の職業	4	37	0.11	1	30	0.03

* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

雇用保険を
受給中の
皆さまへ

面接や教育訓練などで保育等サービスを利用した場合に
費用の一部が支給されます（平成29年1月～）

「求職活動関係役務利用費」のご案内

「求職活動関係役務利用費」とは、雇用保険の受給資格者等※¹が、平成29年1月以降に、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービス※²を利用した場合、そのサービス利用のために負担した費用※³の一部が支給される制度です。

※1 受給資格者等：基本手当の受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者

※2 保育等サービス：認可保育所の保育、認可幼稚園の保育、認定子ども園の保育、一時預かり事業等

※3 費用：保育等サービス実施者に対して支払った利用料として、保育等サービス実施者が証明する額(税込)

支給の要件

○ 以下の条件を全て満たす場合に、「求職活動関係役務利用費」の支給が受けられます。

1 支給対象となる方

保育等サービスを利用した日において受給資格者等（上記 ※1）である方。

受給資格者等である期間

- ・「基本手当の受給資格者」の場合 ⇒ 受給資格決定日から、最後の認定日（支給終了日）または受給期間満了日のどちらか早い日まで
- ・「高年齢受給資格者」の場合 ⇒ 離職日の翌日から1年間
- ・「特例受給資格者」の場合 ⇒ 離職日の翌日から6か月間

※いずれも、受給資格の決定手続きを行っている方に限ります。また、受給資格の決定手続き以後に就職等した場合は、上記期間内であっても受給資格者等には該当しません。

2 支給対象となる「面接等」と「教育訓練」

対象となる 面接等

支給の対象となる面接等とは「①求人者との面接」のほか、「②筆記試験の受験」、「③ハローワークや許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談・職業紹介等」、「④公的機関等が行う求職活動に関する指導」、「⑤個別相談が可能な企業説明会等」をいいます。いずれも、失業認定における求職活動に該当する活動であることが条件です。

対象となる 教育訓練

支給の対象となる教育訓練の受講とは、「①ハローワークの指示・推薦による公共職業訓練等の受講」、「②就職支援計画に基づく求職者支援訓練の受講」、「③ハローワークの指導による各種養成施設への入校」、「④教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等の受講」をいいます。

3 支給対象となる子

保育等サービスを受けるにあたって、その保育の対象となる子とは、「①法律上の親子関係に基づく子（実子の他養子も含む。）」、「②特別養子縁組を成立させるために監護を受けている者」、「③養子縁組里親に委託されている者、養育里親に委託されている者」をいいます。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワーク
の「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL281228保05